

事務連絡  
令和4年9月2日

都道府県 国際観光部署  
地方運輸局 国際観光課  
沖縄総合事務局 企画室 御中

観光庁国際観光課長

本年9月7日より受入れを開始する  
添乗員を伴わないパッケージツアーの取扱い等について（要請）

平素より観光行政への推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「水際対策強化に係る新たな措置（32）（令和4年9月1日 内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省）」の外国人観光客の入国制限の見直しに基づき、旅行業者等を受入責任者とするパッケージツアーについて、本年9月7日から添乗員を伴わないものも認めることとし、対象国・地域も全ての国・地域に拡大することといたしました。

貴都道府県又は貴局等におかれましては、本措置に先立ち、受入責任者となり得る関係団体等に、「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン（令和4年9月2日改訂）」を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本年9月7日から受入れを開始する旅行業者等を受入責任者とする添乗員を伴わないパッケージツアーの取扱い等について、以下のとおり、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

## 1. 本措置の適用開始日の考え方

適用開始については、9月7日午前0時（日本時間）から行うものとする。

なお、9月7日より前に入国した添乗員付きパッケージツアーについては、9月7日の0時以降であっても、ツアー実施中において、添乗員の同行を伴わないパッケージツアーに変更することは不可。

## 2. 外国人観光客の受入れ対応に関するガイドラインの遵守

受入責任者は、外国人観光客の受入れ対応に関するガイドラインについて、内容を十分に理解し、遵守するとともに、ツアー参加者に対してもその内容について遵守させなければならない。

### 【添付資料】

- 別紙1 「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」（令和4年9月2日改訂 観光庁）
- 別紙2 外国人観光客の受入れ制限の見直しについて
- 別紙3 水際措置の見直しについて（令和4年9月1日内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省）
- 別紙4 水際対策強化に係る新たな措置（32）（観光目的の短期間の滞在の新規入国の見直し）（令和4年9月1日内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省）